

要 請 書

兵庫県教育委員会教育長殿
(FAX : 078-362-4283)

【要請の趣旨】

龍野高校テニス部の事故に関する大阪高裁平成26年(ネ)第668号国家賠償請求控訴事件に関し平成27年1月22日に言い渡された判決について、兵庫県におかれては上告申立及び上告受理申立をせず、早急に判決を確定させてください。

【要請の理由】

平成19年5月24日に、龍野高校テニス部の練習中に女性は倒れました。直後の懸命な救命措置によって一命は取り留めたものの、現在は意識障害下で寝たきりの状態となっています。

ご両親は、平成21年5月以降、体を全く動かすことが出来ず意思疎通も難しい娘さんを自宅で24時間介護しています。

これまでご両親は、そのような介護の傍ら、裁判に協力してくれる医師や学者さんを探すために全国を奔走し、弁護士とも頻りに打ち合わせをするなど裁判を全力で戦ってきました。

その努力が実り、平成27年1月22日、大阪高等裁判所は1審判決を変更し、女性とご両親の訴えを認めたのです。

元気だった娘さんを24時間ご両親だけで介護することは、ただでさえ想像を絶する負担です。ご両親にとって、これ以上の訴訟に伴う負担は、その健康を損ねる可能性すらあります。ついては、兵庫県におかれては、上告申立及び上告受理申立の手続を断念することこそが公的機関としてのあるべき姿と考えます。

1日も早く、ご家族を裁判から解放し、娘さんの介護に集中できる日を取り戻してあげてください。

ご家族に静かな環境を取り戻してあげてください。

【意見】

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____